

平成23年度

関川村の財務諸表



関川村総務課企画財政班

2012年（平成24年）12月28日

Ⅰ 新地方公会計制度の導入

1. 財務諸表作成の背景

地方公共団体の公会計の整備については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日付け総行整第 2 4 号総務事務次官通知）等によって、原則として国の作成基準に準拠して、その推進に取り組むよう要請されてきているところです。当初は、町村等にあつては平成 23 年度までの整備を求められていましたが、平成 19 年 6 月施行の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」との関係から、全市町村が平成 21 年度中の整備・公表に前倒しされた経緯があります。（関係文書：平成 21 年度地方財政の運営について（平成 21 年 4 月 24 日付総財財第 39 号・総務事務次官通知）これらの状況を踏まえ、関川村でも平成 20 年度決算から、総務省方式改定モデルに沿った財務諸表を作成し、公表しています。また、新地方公会計制度で新たに求められている資産・債務改革のため、固定資産台帳などの整備を順次行っているところです。

新地方公会計制度では、官庁会計に基づき従来の自治体の会計制度に加え、企業会計の手法を導入することになります。現金主義・単式簿記を特徴とする現行の官庁会計に対し、発生主義・複式簿記を特徴とする企業会計方式では、歳入歳出という現金の動きだけではなく、資産や負債などのすべての行政資源と行政コストを統合的に把握することが可能となります。

(1) 官庁会計と新地方公会計制度の違い

従来の官庁会計は、単式簿記・現金主義によるもので、「現金」という一つの科目の収支のみを記録するのですが、一方、新地方公会計制度による財務書類では、現金の収支に関わらず、一つの取引について、それを原因と結果の両方から捉え、二面的に記録することによって、資産の動きや行政サービスの提供に必要なコストを把握することができるようになります。

(2) 企業会計と公会計の違い

新地方公会計制度は、自治体にも企業会計の手法を取り入れるものとなりますが、企業会計とは、そもそもの目的が異なります。企業の目的は利益獲得であるため、例えば、企業会計の損益計算書は、対応する収益とコストを差し引いて適切に期間損益を計算しています。これに対し地方公共団体は、利益の獲得を目的としませんので、経常コストと経常収益の差し引きで表わされる純経常行政コストは、利益の概念ではなく、地方税や地方交付税などの一般財源や資産の売却などで賄うべきコストを表すこととなります。

II 一般会計（普通会計）

1. 主要な作成方針

（1）作成方針

平成 19 年 10 月に総務省から公表された「新地方公会計制度実務研究会報告書」における総務省方式改定モデルに基づいて作成しています。

（2）有形固定資産の計上方法

資産形成のために実際に投下された税等の額を表す普通建設事業費をもって有形固定資産の取得原価としました。具体的には、現在の様式となった昭和 44 年度以降の決算統計（地方財政状況調査）数値の積み上げとしています。よって、昭和 43 年度以前の数値は反映されていません。

なお、これらは当面の措置としており、原則である再調達価額を算定するため、現在、固定資産台帳を整備しています。

減価償却費に関しては、用地取得費を除いて算定しており、残存価額ゼロの定額法を用いています。

（3）売却可能資産の計上方法

売却可能資産の範囲は、宅地及び雑種地で 150 m²以上の更地であり、かつ国土調査済みのものとしています。これは、売却を予定したのではなく、資産・債務改革の一環で、活用を図るべき資産です。

評価については、固定資産税評価額を用いて算定しています。

（4）債権の回収不能見込額の計上方法

長期延滞債権は、回収期限から一年以上回収できていない税金や貸付金などです。

回収不能見込額については、過去 5 年間の「不納欠損額 ÷ (滞納繰越収入額 + 不納欠損額)」の平均値によって算定しています。

未収金は、回収期限が一年未満の税金や貸付金などです。回収不能見込額の算定は、長期延滞債権と同様です。

（5）引当金の計上方法

退職手当引当金は、平成 23 年度末に特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当見込額を算定したものです。なお、特別会計等にかかる退職手当引当金は一般会計に一括計上しています。

賞与手当引当金は、平成 24 年 6 月に支払うことが予定された期末手当及び勤勉手当のうち、平成 23 年度負担相当額（4 / 6 か月分）を計上しています。

2. 貸借対照表

貸借対照表とは、左側（借方）、右側（貸方）に負債と資本（純資産）を表したもので、いわゆるバランスシートです。貸借対照表は、年度末時点で村の資産がいくら形成されているか、その財源として負債（将来世代による負担）や純資産（これまでの世

代による負担)がいくらかを示しています。

建物などの有形固定資産については減価償却を行い、また、将来支払われる退職金は退職手当引当金として負債に計上されるなど、発生主義に基づいて作成しました。

地方自治体が貸借対照表を作成する意義は、次のようなことがあげられています。

- ・資産、負債などのストック状況を示すことができる。
- ・資産の形成と税金など（一般財源、国県補助金など）の投入の関係を明らかにできる。
- ・これまでの世代の負担と、将来世代の負担の関係を明らかにできる。
- ・次のような近い将来の大量な資金需要に対する備えの必要性を明らかにできる。

(1) 平成23年度貸借対照表の概要

資産が243億7,896万円、負債が68億337万円であり、資産から負債を差し引いた純資産は175億7,559万円となりました。

① 資産の部

ア) 公共資産

公共資産は、「有形固定資産」と「売却可能資産」から構成されていて、220億4,510万円と資産全体の90.4%を占めています。

「有形固定資産」は、長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるもので、道路や学校などの土地や建物などが該当します。

行政目的別にみると、道路や消雪施設などの「生活インフラ・国土保全」が79億9,597万円（構成比36.3%）と高い割合を示しており、次に学校や村民会館などの「教育」で、関川中学校体育館整備事業に伴い3億1,658万円増の57億1,155万円（構成比25.9%）となっており、観光施設などの「産業振興」が54億368万円（構成比24.5%）となっています。

売却可能資産は641万円となっています。今後は、資産の拾い出しと、利活用や売却を行っていくことが課題であり、場合によっては老朽化施設の撤去も必要です。

イ) 投資等

投資等は、上水道会計や自然環境管理公社への「投資及び出資金」や産業育成資金などの「貸付金」、「基金」などが含まれ15億2,761万円となっています。

ウ) 流動資産

流動資産には、前年度からの繰越金や、必要に応じて使える基金、未収金の税

金等が計上され、8億625万円となっています。財政調整基金には6,000万円を積み増しました。経費の支払いや借金の返済にあてることのできる現金預金は8億269万円あります。

②負債の部

ア) 固定負債

負債のうち固定負債は、平成25年度(翌々年度)以降に返済が行われる「地方債」や、「退職手当引当金」などが含まれ、62億2,999万円となっています。

イ) 流動負債

負債のうち流動負債は、平成24年度(翌年度)に返済される「翌年度償還地方債」などで、5億7,338万円となっています。

地方債は、固定負債と流動負債を合わせると昨年度より9,112万円増えて54億4,504万円となりました。

③資産の部

純資産は、資産合計と負債合計の差額が計上され、175億7,559万円となっています。これは、純資産変動計算書の期末残高と一致した数値となります。

内訳のひとつである「その他一般財源等」は、29億478万円のマイナスとなっています。これは、臨時財政対策債の発行によって、その残高が負債に計上されているなどの理由によるもので、将来の財源の一部の使途がすでに拘束されていることを示しています。しかし、民間企業における債務超過や累積損失の状況を表すものではありません。

3. 行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、行政サービスを提供するに伴って発生した一年間の費用(行政コスト)と、それに充てられる収入の状況を表したもので、企業会計における損益計算書に相当するものです。地方自治体は企業と異なり、利益の獲得を目的として財政運営するものではないため、行政コスト計算書は損益計算ではなく発生主義によるコスト(行政コスト)を把握するためのものです。よって、税金で賄うべきコストを算定しているため、経常収益には受益者負担が計上され、村税等は計上されません。

官庁会計の歳入歳出決算書では、資産形成に関わる支出も単年度の行政サービスに関わる支出も、すべてその年度の歳入歳出を対象として収支を計算します。一方で、新地方公会計制度では、普通建設事業費や地方償還費は資産の増加や減少であり、費用の発生ではないので行政コスト計算書には計上されません。また、歳入歳出決算書では計上されない減価償却費や退職手当金繰入等は、新地方公会計制度では、費用の

発生として行政コスト計算書に計上しています。

経常行政コストを経常収益から差し引いた純経常行政コストは、行政サービス提供にかかったコストから利用者の負担を差し引いた純粋なコストを示しています。

(1) 平成 23 年度行政コスト計算書の概要

① 目的別行政コスト

「福祉」の割合が最も高く 9 億 3,078 万円 (構成比 22.9%) で、次に「産業振興」が 8 億 1,253 万円 (20.0%)、「生活インフラ・国土保全」が 7 億 6,803 万円 (18.9%) となっています。

② 性質別行政コスト

人にかかるコストは、人件費 6 億 4,019 万円、退職手当引当金繰入等 6,829 万円、賞与引当金繰入額 4,270 万円で、合計 7 億 5,118 万円となり全体の 18.5% を占めています。

物にかかるコストは、物件費 8 億 4,649 万円、減価償却費 9 億 2,713 万円など全体で 19 億 5,255 万円となり、48.0% を占めています。物件費には、自然環境管理公社への各種施設委託料や、村上市への消防・ごみ処理等の委託料などを含んでいます。

移転支出的なコストについては、社会保障給付 (扶助費) が 2 億 5,694 万円、他会計等への支出額が 6 億 7,027 万円などとなっています。

そのほか、支払利息 (地方債利子償還金等) が 7,249 万円、回収不能見込計上額が 205 万円などとなっています。

③ 行政サービス収入

使用料・手数料による収入が 1 億 3,007 万円、分担金・負担金・寄付金による収入が 1,195 万円となっています。

4. 純資産変動計算書

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の一年間の増減を示したものです。村の純資産、つまり資産から負債を差し引いた残余金が、一会計期間にどのように増減したのかがわかります。資産形成にあたり、これまでの世代が負担してきた部分の一年間の増減ともいえます。

(1) 平成 23 年度純資産変動計算書

期末純資産残高は、175 億 7,559 万円となり、前年度から 194 万円減少しています。これは、地方交付税等の受け入れ以上に純経常行政コストがかかった結果といえます。

① 純経常行政コストと一般財源、補助金等受入

純経常行政コストの金額に対して、一般財源や補助金等の受入金額がどの程度あるのかを見ることで、純経常行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によってどの程度賄われているかがわかります。

なお、「純経常行政コスト」に計上された金額は、行政コスト計算書の純経常行政コストと一致します。

②臨時損益

臨時的な要因によるコスト（災害復旧事業費）や収入（公共資産序売却損益）を表しています。

③財源の振替

①②に記載した事項が主な純資産の変動要因ですが、資本的支出に伴う純資産内部の振替が発生します。当年度に公共資産の財源として拘束された金額と、用途の自由な一般財源として回収された金額とのバランスがわかります。

④資産評価替えによる変動額

今年度は計上されませんでした。

5. 資金収支計算書

資金収支計算書とは、一年間の現金の流れを活動別に「経常的収支」「公共資産整備収支」「投資・財務的収支」の3つに区分して表示したもので、企業会計のキャッシュフロー計算書に相当するものです。資金の流れを示した点では歳入歳出決算書と似ていますが、活動別に区分することで、歳入歳出決算書ではわからなかった活動別の資金調達と資金用途を把握することができます。

(1) 平成28年度資金収支計算書の概要

①経常的収支の部

収入では、地方税が6億9,927万円、地方交付税が23億4,567万円などとなっています。地方債発行額の2億2,097万円は、臨時財政対策債1億9,530万円などです。

②公共資産整備収支の部

公共資産整備支出の8億4,819万円には、関川中学校体育館整備事業4億3,531万円や平成21年度からの継続事業であった防災無線システム整備費5,700万円などが含まれますが、平成22年度に実施した大規模事業（地域情報通信整備事業、村民プール整備事業など）が終了したことで、前年度比で3億6,739万円の減となっています。

事業の財源は、国県補助金等に1億7,183万円、地方債発行額3億5,563万円となっていて、基金の取り崩しはありませんでした。

収支が3億1,409万円のマイナスとなっているのは、道路整備事業などを含め全体で一般財源を用いていることの表れです。

③投資・財務的収支の部

公共下水道特別会計などへ繰出した他会計等への公債費充当財源繰出支出 3 億 4,255 万円、地方債償還額 5 億 5,328 万円などとなっています。

収入に計上した 6,780 万円の地方債発行額は、若者定住促進住宅のリース料の支払いのために起債した過疎対策事業債（ソフト分）と、地方産業育成資金県貸付金 2,000 万円です。

収支額は 10 億 875 万円のマイナスとなっていますが、本来は地方交付税には地方債償還額も相当額含まれているものの、ここではその全額を①経常的収支に計上しているため、このような形となっています。

④歳計現金残高

前年度末に比べ 2,743 万円を減額し、1 億 1,920 万円となっています。

6. 主な分析指標

(1) 主な分析比率

分 析 指 標	算 式 (単位：千円)	比 率
【将来世代負担比率】 *社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、将来世代が負担する地方債によって形成された割合	地方債残高 (4,958,494+486,542) ÷公共資産合計 22,045,099×100	24.7% 【平均値】 15%～40%
【歳入額対資産比率】 *歳入総額に対する資産の比率を算定することで形成されたストックである資産は、何年分の歳入が充当されたものかをみるもの	資産 24,378,961 ÷歳入 (4,152,199+ 534,107 + 187,829)	5.00年 【平均値】 3.0年～7.0年
【受益者負担比率】 *行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額で、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を	生活インフラ・国土保全 経常収益 9,065 ÷経常行政コスト 768,029×100 教育 経常収益 3,042 ÷経常行政コスト 432,746×100 福祉	1.2% 0.7%

- (3) 1人当たりの行政コスト計算書 (平成23年度未住民基本台帳人口：6,527人)
 関川村の一年間の行政コストを村民1人当たりで平均すると60万円、行政サービス収入は2万円となります。

(単位：千円)

1. 人にかかるコスト	115
2. 物にかかるコスト	299
3. 移転支出にかかるコスト	204
4. その他のコスト	5
経常行政コスト	623
経常収益	22
(差引) 純経常行政コスト	601

Ⅲ 連結会計

1. 連結会計とは

一般会計のほか公営企業会計や特別会計、一部事務組合会計、関川村と協力して行政サービスを実施している自然環境管理公社会計など一つの行政サービス実施主体とみなして作成する財務書類のことです。

連結財務諸表は、一般会計に村の公営企業会計と特別会計を合わせた「地方公共団体の財務諸表」を作成したうえで、村の外部団体である一部事務組合会計や自然環境管理公社会計などを合算して作成しています。

2. 連結会計の範囲

(1) 公営事業会計

- ・水道事業会計

(2) 特別会計

- ・国民健康保険事業特別会計
- ・国民健康保険関川診療所特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・村有温泉特別会計
- ・宅地等造成特別会計
- ・簡易水道特別会計
- ・公共下水道特別会計
- ・農業集落排水特別会計

- (3) 一部事務組合ほか
- ・新潟県市町村総合事務組合
 - ・下越清掃センター組合
 - ・下越障害福祉事務組合
 - ・新潟県後期高齢者医療広域連合
 - ・(財) 関川村自然環境管理公社

3. 連結の方法

(1) 作成方針

平成 19 年 10 月に総務省から公表された「新地方公会計制度実務研究会報告書」における総務省方式改定モデルに基づいて作成しており、作成方針は一般会計（普通会計）と同様です。

一部事務組合の連結にあたっては、村からの負担・出資割合で按分した数値を合算。水道事業会計及び特別会計、(財) 関川村自然環境管理公社においては全額を合算しています。

(2) 相殺消去

一般会計と連結対象会計の取引から生じた資金の出資、補助金や委託料、繰出金（繰入金）は、内部での資金移動にすぎませんので、相殺消去しています。

4. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

①資産の部

ア) 有形固定資産

連結によって、生活インフラ・国土保全の有形固定資産が 84 億 5, 125 万円増加しました。主に下水道整備事業による有形固定資産です。また、環境衛生の有形固定資産が上水道事業などによって 32 億 3, 078 万円増加しました。

イ) 投資等

会計内部の取引が相殺消去され、16 億 4, 657 万円となりました。

ウ) 流動資産

各会計の歳計現金などが連結加算され、12 億 8, 774 万円となりました。

②負債の部

ア) 固定負債

下水道事業による地方債 61 億 1, 667 万円などが加算され、123 億 4, 667 万円となりました。

イ) 流動負債

下水道事業による翌年度償還予定の地方債 5 億 3, 733 万円などが加算され、11

億 1,071 万円となりました。

地方債は、固定負債と流動負債を合わせると昨年度より 1 億 4,545 万円減って 120 億 7,452 万円となりました。

(2) 連結行政コスト計算書

① 目的別行政コスト

「福祉」が 32 億 6,186 万円（構成比 48.4%）となりました。「生活インフラ・国土保全」は公共下水道事業特別会計などが加わって 7 億 8,534 万円（11.6%）となりました。

② 性質別行政コスト

人にかかるコストは、人件費 7 億 6,271 万円、退職手当引当金繰入等 7,707 万円、賞与引当金繰入額 4,864 万円で、合計 8 億 8,842 万円となり全体の 13.2%を占めています。

物にかかるコストは、物件費 9 億 8,062 万円、減価償却費 12 億 9,705 万円など全体で 25 億 3,773 万円となり、37.6%を占めています。

移転支出的なコストについては、新潟県後期高齢者医療広域連合会計などで社会保障給付が 25 億 2,769 万円となりました。

③ 行政サービス収入

使用料・手数料による収入が 1 億 3,550 万円、分担金・負担金・寄付金による収入が 11 億 6,083 万円となりました。

5. 主な分析指標

(1) 主な分析比率

分 析 指 標	算 式	(単位：千円)	比 率
【将来世代負担比率】 * 社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、将来世代が負担する地方債によって形成された割合	$\frac{\text{地方債残高 (11,067,518 + 1,007,004)}}{\text{公共資産合計 36,293,581}} \times 100$		33.3% 【平均値】
【歳入額対資産比率】 * 歳入総額に対する資産の比率を算定することで形成されたストックである資産は、何年分の歳入が充当されたものかをみるもの	$\frac{\text{資産 39,227,890}}{\text{歳入 (6,775,118 + 786,712 + 192,964)}}$		5.06年 【平均値】 3.0年～7.0年

【受益者負担比率】		
<p>*行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額で、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。</p>	<p>生活インフラ・国土保全 経常収益 94,334 ÷ 経常行政コスト 785,342×100</p> <p>福祉 経常収益 1,351,001 ÷ 経常行政コスト 3,261,858×100</p> <p>環境衛生 経常収益 91,160 ÷ 経常行政コスト 381,115×100</p> <p>産業振興 経常収益 83,558 ÷ 経常行政コスト 866,987×100</p> <p>消防 経常収益 2,609 ÷ 経常行政コスト 231,558×100</p>	<p>12.1%</p> <p>41.4%</p> <p>23.9%</p> <p>9.6%</p> <p>1.1%</p>
<p>【行政コスト対税込等比率】</p> <p>*純経常行政コストに対する一般財源等の比率を見ることにより、当年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純経常行政コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたかを示しています。</p>	<p>純経常行政コスト 5,077,038</p> <p>÷ (一般財源 691,462 + 2,345,672 + 238,103 + 補助金等 1,692,178) × 100</p>	<p>102.2%</p> <p>【平均値】 90%～110%</p>

(2) 1人当たりの貸借対照表 (平成23年度末住民基本台帳人口：6,527人)

関川村の資産を村民1人当たりで平均すると601万円、負債は206万円となります。

(単位：千円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 公共資産	5,561	1. 固定負債	1,892
2. 投資等	252	2. 流動負債	170
3. 流動資産	197	負債合計	2,062
		【純資産の部】	
		純資産合計	3,948
資産合計	6,010	負債・純資産合計	6,010

ウ) 1人当たりの行政コスト計算書 (平成23年度末住民基本台帳人口：6,527人)

関川村の一年間の行政コストを村民1人当たりで平均すると103万円、行政サービス収入は26万円となります。

(単位：千円)

1. 人にかかるコスト	136
2. 物にかかるコスト	389
3. 移転支出にかかるコスト	478
4. その他のコスト	30
経常行政コスト	1,033
経常収益	255
(差引) 純経常行政コスト	778